

消費者ネットワーク

2007年5月1日

第119号

全国消費者団体連絡会
発行責任者 神田敏子

TEL : 03-5216-6024

FAX : 03-5216-6036



CONSUMERS.JAPAN

消団連とこのごろ



4月13日、生保会社12社がそろってお詫び会見を開いた。今年2月、金融庁から「不払いの可能性がある契約は全て報告を」と命令されており、その結果の公表だった。12社だけでも、まだ確定していない不払いの恐れのある契約が100万件を超える内、通院特約関連が80万件超だという。本当にひどい話だ。生保会社はこれまで05年2月・10月には明治・安田生命が告知義務違反の不払い問題等で金融庁から業務停止命令を、06年7月には日本生命が不正事務で業務改善命令を受けている。損保でも大きな不払い問題が発覚し、業務停止命令が相次いだ。こうした状況の中、本来なら保険会社自らしっかりした調査をするべきだが、今回も又金融庁からの命令によるものだった。指摘されるまでは問題を明らかにせず、知らん顔を決め込む保険会社の本質は、全く変わっていないように思える。

大手の生保各社が相次いでお詫びと説明にやって来た。再発防止策等、各社ともほとんど同様で、支払い業務に関する事務ルールの見直し、支払い管理部門の要員増強、データ入力チェックの強化、事後検証体制の重層化、そしてお客様への説明体制の強化などを挙げている。しかしこれで本当に再発防止が万全と言えるだろうか。

保険金は基本的には請求がなければ支払われない仕組みになっている。今回の問題では通院特約の件数が非常に多かった。そこからの推測ではあるが、各種の複雑な特約が、不払いを招きやすくしていることを各社は知っていたとも考えられる。もし、知っていて、請求しないような商品作りをしていたとしたら、非常に悪質であり、本当に許せない話である。再発防止をはじめに取り組むなら、商品設計そのものから見直す必要があるのではないか。

12社の公表の日、金融庁は金融商品取引法を9月から施行することを発表した。しかし、株、外国債権、投資信託などが中心で、保険商品はほとんど含まれていない。複雑な仕組みの保険商品を認可してきた金融庁の責任を指摘する声もある。本当にきちんとした指導を望みたい。そして厳しいルールを業者に課してほしい。

もくじ

消団連とこのごろ

• • • p.1

消費者政策関係の動向

• • • p.2

内閣府「苦情相談情報の効果的活用のための検討会議」に参加して

• • • p.4

消費者団体訴訟制度スタート！

• • • p.5

適格消費者団体(認定取得予定)の活動紹介①

• • • p.5

「野菜の緊急需給調整事業検討会報告」まとまる

• • • p.6

国際消費者機構(CI)からの情報

• • • p.8

会員団体の活動紹介・活動予定

• • • p.10

お知らせ・編集後記

• • • p.12